

2024年度福井地方最低賃金審議会における金額審議にあたって

2024年度地域別最低賃金の引き上げについて、7月24日、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会は、A、B、Cランク同一の50円とする地域別最低賃金改定の目安が示されました。

本年度の目安は過去最高額であり、今次の春季生活闘争の成果を未組織の労働者へと波及させ、社会全体の賃金底上げにつながり得る点で評価できる一方、物価上昇が続く中、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを守るという観点では十分とは言えません。しかしながら、現下の情勢をしっかりと踏まえ公労使三者が真摯に議論を尽くした結果と受け止め、本年度の福井県最低賃金の審議にあたり、以下の意見を表明します。

労働者側の基本認識と主張

- 資源高や円安の影響等により2021年度後半から上昇局面に入った物価は、現状では安定基調にあるが依然として高水準で推移（消費者物価指数の対前年上昇率【第512回第1-52参照】）し、景気は緩やかに回復している。足元の実質賃金は今年4月で前年同月比▲0.7%と過去最長の25ヶ月連続マイナス（福井県内も前年同月比▲2.1%【第511回-34参照】）と、物価上昇に賃金が追いついていない状況が続いている。とりわけ、最低賃金近傍で働く労働者の生活は苦しく、生活水準の維持・向上の観点から、実質賃金の引き上げを意識した議論の必要がある。
- 連合福井の2024春季生活闘争第14回回答集計（2024.7.5）では、平均賃金方式で回答を引き出した108組合の賃上げ結果は、額14,571円・率5.10%〔単純平均額10,235円・率3.92%〕であり、1991年以降の34年間で最も高い水準の賃上げが実現した。また、連合本部の2024春季生活闘争第6回回答集計（2024.6.5）では、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は時給で62.7円、率5.74%（昨年52.78円・率5.01%）と、日本経済のステージ転換に向けた大きな一歩となった。この賃上げの流れを未組織労働者、最低賃金近傍で働く労働者の労働条件向上へと確実に波及させる必要がある。最低賃金法第1条では「労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」と謳われており、これは今次改定ではより一層重要となる。
- 最低賃金は従前に比べれば大幅な引き上げが続いているものの、依然として最低賃金法第1条の法の目的に鑑みて十分な水準とは言えない。最高額の1,113円で2,000時間働いても年収220万円程度と、いわゆるワーキングプア水準にとどまる。生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきである。連合福井は、必要生計費を確保する観点から連合リビングウェイジなどの水準を重視し、その通過点として、まずは「誰もが時給1,000円」の早期実現をめざす。

- 一方、深刻な問題となっているのが地域間格差である。2002 年度に時間額統一時には 104 円であった最高額と最低額の額差は、2021 年度には 221 円まで拡大した。とりわけ、最高額である東京都 1,113 円 (2009 年比+322 円) のみならず全国平均 1,004 円 (同年比+291 円) に対し、福井県 931 円 (同年比+260 円) と格差が年々拡大【第 511 回-188 参照】(隣接府県では最低水準【第 511 回-190 参照】) している。深刻な人手不足の中、地域間格差を是正しなければ地方部から都市部へのさらなる労働力の流出につながり、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白である。
- 地域間格差の課題については、『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版』においても、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を上げる等、地域間格差の是正を図る」とされ、今回の中央最低賃金審議会が示した全ランク同額の目安答申にも地域間格差への配慮がなされた。また、昨年の各地方最低賃金審議会における最低賃金の改正状況から、特にCランクや全国加重平均額を大きく下回る地域においては、目安額を大きく上回る改正が行われ【第 511 回-189 参照】、地域の雇用や経済状況を踏まえつつも地域間格差の是正の動きが明らかとなった。
- わが国は、超少子高齢・人口減少という構造課題に直面する中、福井県内においてもコロナ禍からの経済活動の再開を期にいよいよ人手不足が顕在化している。春闘における賃上げには、業績にかかわらず人材確保と労働者のモチベーションアップのために賃上げを実施した、いわゆる「防衛的賃上げ」も実態としては少なくない。しかしながら、有効求人倍率が 73 か月連続 全国で最も高い水準にある福井県内の求人票あたりの募集賃金下限額は時間額で 1,062 円と【第 512 回第 1-76 参照】、最低賃金額を大きく上回る。一方、福井県は求人サイトで仕事を探す際に検索した時給と最低賃金の差が全国で最も大きい (6 月 18 日福井新聞記事・インディードジャパン調べ)。検索時給は求職者が希望する賃金水準を示しているといい、同社は「福井県では最低賃金に比べて物価が相対的に高いことが影響している」と分析している。物価水準は全国 12 番目に高く、最低賃金は 25 番目で、物価水準と最低賃金の関係性を見ると、福井県のように最低賃金に比べて物価が相対的に高い地域は検索時給が高い傾向があるとのこと。したがって、最低賃金は地域ごとの物価上昇や生活費の実状をより考慮する必要があると示唆していると結論づけられた。【第 511 回-194 参照】
- 今、わが国に求められているのは、雇用の安定とともに経済・社会の活力の源となる「人への投資」であり、最低賃金を引上げ、最賃近傍で働く者の生活の安心・安全を担保することは、その最も重要な要素の 1 つである。また、特定 (産業別) 最低賃金については、その意義と目的に加えて、産業の活性化とさらなる発展のためにも当該産業労使のイニシアティブを発揮し、福井県内の基幹産業にふさわしい賃金水準に引き上げる必要がある。※特定最低賃金の改定状況【第 511 回-197 参照】
- このような状況の中、中央最低賃金審議会は令和 6 年度地域別最低賃金改定の目安審

議において、労使双方の見解主張が異なる中において、地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議が行われ、目安に関する公益委員見解及び小委員会報告が取りまとめられたことは、現下の情勢をしっかりと踏まえ公労使三者が真摯に議論を尽くした結果と受け止める。また、目安額である50円は、最低賃金が時間額に統一された2002年以降の最高額であり、連合福井がめざす「誰もが時給1,000円」に向けて一歩前進が図られたと考える。

- ついては、福井地方最低賃金審議会においても、こうした議論経過を踏まえ2024年度の金額改定にあたっては、引き続き最低賃金改善の流れをとめることなく、都道府県別リビングウェッジ（福井県では時給換算1,070円）と高卒初任給を重視し、より絶対水準を重視した審議を行う中で、中期的な視点に立った引き上げの実現を求めることを基本としつつも、今こそ、福井県最低賃金のあるべき水準への引き上げ、とりわけ地域間格差の縮小に福井地方最低賃金審議会として努力しなければならないと考える。

1. 絶対水準の検討を

金額改定にあたっては、生活保護水準を上回るべきことは言うまでもありませんが、賃金改定状況調査（第4表）に基づく引き上げ幅の議論に終始することなく、経済的に自立できる水準（連合リビングウェッジ）をめざした議論を求めます。

最低賃金法第9条第2項の三要素、とりわけ「地域における労働者の生計費および賃金」を重視して、適正な水準へ福井県最低賃金の引き上げを求めます。

最低賃金法第9条第2項

地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費および賃金、並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。

① 労働者の生計費

- 2024年度は、2023年に簡易改定した連合リビングウェッジを重視しつつ、外部労働市場における募集賃金の実態や高卒初任給との均衡も考慮の上、1,070円以上の水準への到達の道筋となるような金額改定をめざす。

*連合リビングウェッジについては、別紙【第511回-192】参照ください。

<所定内で計算>

福井県での最低生計費	$176,000 \text{円} \div 165 \text{時間} = 1,066 \text{円} \div 1,070 \text{円}$
福井県最低賃金	$931 \text{円} \times 165 \text{時間} = 153,615 \text{円}$
月ベース	$153,615 \text{円} - 176,000 \text{円} = \Delta 22,385 \text{円}$
時間ベース	$931 \text{円} - 1,070 \text{円} = \Delta 139 \text{円}$

*福井県での生計費に対し、139円不足。

<法定内で計算>

福井県での最低生計費	$176,000 \text{円} \div 173.8 \text{時間} = 1,012.65 \text{円} \div 1,013 \text{円}$
------------	---

福井県最低賃金 931円×173.8時間≒161,808円
 月ベース 161,808円-176,000円=△14,192円
 時間ベース 931円-1,013円=△82円
 ＊福井県での生計費に対し、時給82円足りないこととなります。

②賃金

○春闘賃上げ妥結状況

2024年度春闘賃上げの連合福井集約結果については、前項を参照ください。
 福井県経営者協会が中間報告として発表された福井県内企業の本年度賃金改定状況【第511回-140参照】によると、賃上げ率は3.72%と前年比+0.49P。賃上げ額は10,413円で、前年比+1,647円となっています。

<連合福井および経営者協会の集約結果の率で換算>

妥結結果の加重平均額	14,571円	率	5.10%
単純平均額	10,235円	率	3.92%
福井県最賃	931円	×	5.10% ≒ 47.5円
			[加重平均]
	931円	×	3.72% ≒ 34.6円
			[経営者協会の集約結果]

○賃金改定状況調査結果【第512回第1-194～196参照】

第4表①②における賃金上昇率 Bランク 2.4% (前年2.0%)
 第4表③における上昇率 // 2.9% (前年2.4%)

② 通常の事業の賃金支払能力

最低賃金法第3条において最低賃金は、『(1)労働者の生計費、(2)類似の労働者の賃金、(3)通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。』と定められており、「通常の事業の賃金支払い能力」とは、使用者側代表が主張する個々の企業の賃金経費の負担能力ではありません。

目安に関する公益見解にも記載のあるとおり、大企業と中小企業の差が広がっているなど賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあるとしつつ、“売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。”と示されています。

については、そのような主張により、結果として福井県最低賃金の引き上げが遅れることは、地域経済の活性化や人口流出の観点からも大きく県益を損ないかねません。

2. 地域間格差の縮小について ～超少子高齢化・人口減少に歯止めを～

低賃金労働者の暮らしの底上げにより、超少子高齢化・人口減少に歯止めをかけなければなりません。低賃金の非正規労働者が増加し、雇用労働者の4割近くに迫っています。非正規労働者は正規労働者に比べ未婚率が高く、非正規労働者の増加が、超少子高齢化・人口減少の一因ともなっています。また、賃金が低い地域から高い地域への働き手流出という実態には、強い危機感を抱いています。

非正規労働者の暮らしに直結する最低賃金引き上げを通じ、労働者の将来への安心感を醸成し、労働力の再生産と消費拡大につなげていかなければなりません。社会保障の担い手不足と労働力不足に歯止めをかけ、持続可能な経済成長を成し遂げるためには、福井県最低賃金の引き上げが不可欠であります。そして、隣接県やライバル県（同ランク）の水準を下回っている場合、有能な働き手流出の一因となるため、早期に同水準まで引き上げる必要があります。

*参考、地域別最低賃金と若者の転入超過率【第511回-193参照】

*参考、県内の外国人材雇用の現状、外国人材の流出【第512回第2-22、24参照】

以上により、労働側委員としましては、全国の最低賃金の引上げ状況や非正規労働者など不安定雇用者が増えている中、急激な物価上昇により実質賃金が下がり続けている状況を考慮し、生活できる最低賃金（セーフティネット）として、福井県最低賃金の引上げが必要と考えます。

以上